

公安委員会
説明資料No. **1**

犯罪被害者等給付金の裁定（大阪府3事案）に
対する審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成29年2月16日
給与厚生課

(略)

(略)

- 1 被疑者取調べ状況の確認、巡察等
都道府県警察及び皇宮警察は、規則の定めるところにより、被疑者取調べ状況の確認、巡察等を実施。
- 2 平成28年中の監督対象行為の件数等（いずれも都道府県警察）
- 被疑者取調べに係る苦情の申出の件数 418件
 - 規則第10条に基づく調査の件数 463件
 - 監督対象行為の件数 33件（32轄）
- ※ 監督対象行為：取調べに係る不適正行為につながるおそれがある行為
※ 被疑者取調べの件数 約135万件

表1 監督対象行為の類型別内訳 (件)

監督対象行為の類型	H24	H25	H26	H27	H28
やむを得ない場合を除き、身体に接触すること	9	4	4	4	2
直接又は間接に有形力を行使用すること(上記に掲げるものを除く)	4	5	3	2	2
殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること	3	4	3	2	2
一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること	0	0	0	0	0
便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること	10	19	7	11	8
人の尊厳を著しく害するような言動をすること	2	1	0	1	2
深夜(22時から翌日5時まで)又は長時間(1日につき8時間)の被疑者取調べを行うときに事前承認を受けないこと	11	6	15	8	17
合計	39 (38)	39 (35)	32 (31)	28 (25)	33 (32)

※ 合計欄の括弧内の件数は監督対象行為の事案数

表2 監督対象行為の端緒別内訳(平成28年) (事案)

警察部内で認知	取調べ状況の確認	7	29
	捜査部門からの連絡	20	
	留置部門からの連絡	2	
苦情等を端緒	苦情の申出	3	3
	その他	0	
合計			32

3 平成29年の取組

被疑者取調べ監督を担当する総務・警務部門において、規則の定めるところにより、被疑者取調べ状況の確認、巡察等を確実に実施するよう指導する。

また、各捜査担当部門において、取調べの適正化に係る教養、捜査幹部による取調べに係る指揮が充実するよう努める。

1 人身取引事犯の検挙状況等

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
検挙件数	44	25	32	44	44
検挙人員	54	37	33	42	46
うちブローカー	6	10	6	7	5
被害者数	27	17	24	49	46

(1) 被疑者の状況

- 国籍等別は、日本が40人(87.0%)で大半を占める。このほか、タイ、フィリピン、中国。
- 職業別は、風俗店等関係者16人(34.8%)、無職15人(32.6%)、その他(会社員、自営業等)15人(32.6%)。

(2) 被害者の状況

- 国籍等別は、日本25人(54.3%)、タイ8人(17.4%)、カンボジア7人(15.2%)、フィリピン5人(10.9%)、ベトナム1人(2.2%)で、日本人の被害者は大幅に増加し過去最多。
- 性別は、女性44人(95.7%)、男性2人(4.3%)で、男性は一昨年に続いて認知。
- 年齢層別は、20歳未満が16人(34.8%)、20～29歳が22人(47.8%)で、両者は平成27年以降大幅に増加し8割以上を占める。
- 被害の形態は、売春等の性的搾取が37人(80.4%)で大半を占め、このほか、ホステスとしての稼働が6人(13.0%)。また、労務作業(2人)、建設作業(1人)の被害を初めて認知。
- 日本人の被害は出会い系サイト等を利用した売春を強制させられる事案、外国人の被害はホステスとしての稼働や性風俗店において売春を強制させられる事案が多い。

2 検挙事例

(1) 日本人児童等被害に係る人身取引事犯(大阪府警察)

被疑者は、SNSを利用するなどして知り合った家出中の日本人女児等6人に売春に関する契約書を書かせた上でマンションに居住させ、理由のない「罰金」を科しつつ、出会い系サイト等で募った客に売春をさせ、その代金を搾取していたもので、被疑者(4人)を売春防止法違反等で逮捕(H28.6)。

(2) タイ人女性被害に係る人身取引事犯(警視庁)

被疑者は、タイ国内でブローカーの「日本に無料で観光に行ける。」などの甘言を信じて来日したタイ人女性4人に対し、渡航費用名目等で借金を負わせ、返済名目でデリバリーヘルス等での売春等を強制し、その代金を搾取していたもので、被疑者(1人)を出入国管理法違反で逮捕(H28.7)。

3 今後の対策

- (1) 人身取引事犯の確実な認知、実態解明
- (2) 人身取引被害者の的確な保護・支援及び保護機関との連携
- (3) 人身取引事犯の取締りの徹底

公安委員会 説明資料No. 4	看護添乗員らによる 児童買春・児童ポルノ禁止法違反 等事件の検挙について	平成29年2月16日 少年課
--------------------	--	-------------------

神奈川県警察ほか6県警察は、本年2月8日までに、看護添乗員ら6人を強制わいせつ、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等により検挙した。

1 被疑者

- (1) 大阪府東大阪市
無職 35歳
- (2) 埼玉県入間市
無職 23歳
- (3) 神奈川県横須賀市
大学生 22歳
- (4) 東京都狛江市
大学生 A 男 20歳 (犯行時は未成年)
- (5) 東京都立川市
地方公務員 45歳
- (6) 東京都国立市
無職 66歳

2 被害児童

東京都内居住
B 男 4歳 ほか20人

3 事案の概要

被疑者は、児童を対象とした自然体験教室に看護添乗員等として参加し、参加児童を対象にわいせつ行為を行った状況を撮影するなどにより、児童ポルノ画像を製造し、画像を仲間同士で相互に提供していた。

4 主な罪名・罰条

- (1) 児童買春・児童ポルノ禁止法違反
同法第7条第4項 (児童ポルノ製造)、第2条第3項
- (2) 刑法
第176条後段 (強制わいせつ)

5 今後の取組

引き続き、都道府県警察間の合・共同捜査を積極的に推進し、悪質な児童ポルノ事犯の検挙を徹底するなど、児童の性的搾取等の撲滅に向けた対策を推進する。

公安委員会	右翼構成員らによる	平成29年2月16日
説明資料No. 5	静穏保持法違反事件の検挙について	公安課

1 逮捕年月日

平成29年2月7日(火) 午後0時15分 現行犯逮捕

2 被疑者

花瑛塾塾長(33歳) 男

同塾副長(37歳) 女

同塾構成員(20歳) 男

3 罪名、罰条

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律違反

同法第6条、7条 刑法第60条

6月以下の懲役又は20万円以下の罰金

4 事案の概要

被疑者らは共謀の上、平成29年2月7日午後0時15分ころ、東京都港区麻布台3丁目1番2号飯倉片町交差点内において、街宣車で「ロシアを北方領土から追い出せ」等と街宣し、外国公館周辺地域の静穏を害するような方法で拡声機を使用したことにより、同所において警視庁機動隊員から同拡声機の使用を中止するように命令を受けたにもかかわらず、これに従わず、引き続き同様の方法で拡声機を使用し、同命令に違反したものの。